

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月19日 10時19分ごろ
発生場所	和歌山県由良町白埼西方沖 紀伊海鹿島灯標から真方位247° 1.3海里付近 (概位 北緯33° 58.2′ 東経135° 02.2′)
事故の概要	貨物船こちょう丸は、北進中、また、遊漁船力尚丸は、漂流中、 両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 こちょう丸、499トン 134401、個人所有 B 遊漁船 力尚丸、5.1トン 280-41617和歌山、株式会社彩園
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷（船長B及び釣り客2人）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部ブルワークに破損、スパンカー支柱に折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが、単独で船橋当直に 当たり、自動操舵として、レーダーを作動させ、11.5ノットの対 地速力で北進中、A船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突し た。 船長Aは、音や衝撃を感じなかったため、衝突に気付かず航行を続 けていたところ、海上保安庁から無線連絡があり、B船と衝突したこ とを知った。 船長Aは、本事故当時、荷役関係の打ち合わせを電話で行った後、 荷役関係書類を確認しながら目視で見張りを行っていたが、いつしか 同書類の確認にのみ意識が向いてしまい、船首方のB船に気付かなか ったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、機関を中立 運転とし、船首を北西方に向けて釣りをしながら漂流中、船長B が、釣り客から他船が接近している旨声を掛けられ、左舷方から接近 するA船に気付き、急いで機関を全速力前進としたものの、A船と衝

	<p>突した。</p> <p>船長Bは、衝突後もA船が航行を続けたので、118番通報を行ってA船の船名等を伝えた。</p> <p>船長B及び釣り客2人は、衝突時にB船の構造物等で身体を打ち、腰椎捻挫等を負った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、波があり、周囲には漂泊中の遊漁船1隻しかおらず、また、大型船舶は通常、B船が釣りを行っていた海域の沖合を航行していたので、接近する他船はいないと思い、後部甲板で右舷方を向いて釣り客の対応に当たっていた。</p>
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、書類を確認しながら航行を続けたことから、船首方のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、接近する他船はいないと思い、右舷方を向いて釣り客の対応に当たりながら漂泊を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが書類を確認しながら航行を続け、また、船長Bが、接近する他船はいないと思い、釣り客の対応に当たりながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直中は見張りに専念し、単独で船橋当直中に見張り以外の作業を行う必要がある場合は、当直者を増員すること。 ・ 遊漁中は、接近する他船はいないと思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。